

令和7年度 大津市立瀬田中学校いじめ防止基本方針

はじめに

2011年（平成23年）の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、瀬田中学校においては、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます）、大津市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」といいます）、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」

この基本理念に則り、瀬田中学校では、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

目次

1	いじめ防止等のための対策の基本的な考え方・・・・・・・・・・	P2
	（1）いじめの未然防止	
	（2）いじめの早期発見	
	（3）いじめへの対応	
2	「いじめ対策委員会」の設置・・・・・・・・・・	P10
	（1）役割	
	（2）構成員	
	（3）関係する校内委員会等との連携	
	（4）いじめ事案対応フロー図	
3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項・・・・・・・・	P11
	（1）基本方針、年間計画の見直し	
	（2）基本方針、年間計画の公開・説明	
4	いじめ防止等に向けた年間計画・・・・・・・・・・	P12
5	その他（資料等）・・・・・・・・・・	P13

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対処」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対処」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要です。

このため、本校では、すべての生徒が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく事であると考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての児童が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切にし、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、生徒自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、生徒一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。

そうした未然防止の取り組みについては、日常的な生徒の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
34	いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進	生徒会執行部の「いじめ撲滅運動」をさらに活性化させ、地域と連携したポスター制作や、生徒会によるいじめ撲滅ムービー等の作成、生徒によるいじめ撲滅授業を通して、全校生徒でいじめ撲滅について考える機会を設定する。

35	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	瀬田中学校の生徒の一員として、いじめをなくす活動に生徒会執行部を中心に取り組む。その一環として、昨年に引き続き缶バッジを用いて、全校共通のいじめ撲滅の意思表示をするとともに、ピアカウンセリングを実施し、生徒が自ら解決できる力をつける。
----	----------------------------	---

② 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
36	いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進	いじめの定義を子どもたちにも周知し、一人ひとりの権利が守られる環境を築こうとする意志を養う。人権教育の充実とともに、特別の教科「道徳」の時間を有効に活用して、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養う。また、いじめをしないという強い気持ちを持つよう、正しい判断力（自己指導能力）を育成する。
37	インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施	情報機器を扱う企業の専門家や大学教授等を招き、情報モラルを学ぶ講演会を複数回開催して、携帯電話やスマートフォンの利便性とともに、それに潜む危険性について学ぶことで、人権を守り、決していじめを起こさない意識を培う。また、保護者が講演会に参加できる機会を設けることで、生徒を取り巻くネット社会に関する啓発を行う。
38	相談することの大切さに関する啓発	日々の教育活動や相談窓口等の広報啓発物品等の配布などの機会を捉え、悩みを持つことは決して悪いことではなく、誰でも悩むことはあるということへの理解を促す。悩んだときには、人に話す・聴いてもらうことの重要性を伝え、学校の教職員や保護者、地域の方など身近な大人や相談窓口等、自分が一番相談しやすい人や手段を見つけるよう相談を促す。また、子どもに寄り添い、思いを丁寧に受け止める教員の姿勢を伝え、子どもが安心して相談できる体制を整える。
39	子どもの心を豊かにする道徳教育の推進	子どもたちがいじめをしない、させない、許さない態度や能力を身につけられるよう、特別の教科である「道徳」を要として、教育活動全体を通して、かけがえのない生命を尊重する心や互いを認め合う寛容な心、誰に対しても差別をすることや偏見を持つことのない公正、公平な態度、互いに理解し合い、協力し、助け合う友情・信頼の心などを育む。

40	自他ともに認め合う人権教育の推進	人権学習や人権標語制作に向けた取組などを通して、人権課題について正しく認識し、人それぞれによさや個性があり、それを尊重することが大切であることの理解につなげる。
41	分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進	日頃の授業の中でできる喜び、わかる実感を味わえる魅力ある授業づくりを進めることで自尊感情や自己肯定感を育む。また、体育的行事や文化的行事等を通して、生徒一人ひとりが所属感や存在感を感じられるような学級づくり、授業づくりを進める。また、それぞれの学級で学級経営案をもとに、生徒が安心して学び過ごせる居場所を作る。
42	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	保育体験学習や職場体験学習をはじめとする様々な行事を通して、小学生や幼稚園・保育園などの異年齢の子どもたちとの関わりを持つことや、体育大会や文化祭などの行事での各学年間の交流を持つことを通して思いやりの心を育てる。

③ 教員に対する研修・支援、家庭・地域への広報・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
43	学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知	学校いじめ防止基本方針には、いじめ防止等のための対策の基本的な考え方や、学校におけるいじめ事案への対応の流れ等を明記するとともに、この行動計画で「学校が実施する施策」に位置づけられている各具体的取組について、実態に合った目標を設定する。策定した学校いじめ防止基本方針を学校のホームページ上に掲載することなどを通じ、広く保護者・地域に周知する。
44	保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ	保護者・地域の方に対し、子ども支援コーディネーター等の学校の相談先を周知することを通じ、保護者や地域の方がいじめやその他の子どもの課題を発見した際に、学校に情報提供していただける関係づくりを行う。
45	いじめ対策に関する校内研修の実施	年度当初の職員会議等で、学校いじめ防止基本方針をもとにいじめの定義や、学校におけるいじめ事案への対応の流れなどについて再確認し、共通理解を図る。また、学期ごとに教育相談の方法や子ども理解の方法、具体的な事案例等を示しながらいじめの捉え方や対処についての研修をする。
46	いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に	各教員が知った情報を必ず学年で共有し、生徒指導担当教員が生徒指導主事、子ども支援コーディネーターに必ず報告する。共有した情報を管理職

	対応する教員への組織的な支援の充実	に報告し、速やかにいじめ対策委員会を開催し、対応を協議する。日常的に生徒の様子や変化を学年で共有する時間を設け、情報をつかんだ教員が一人で抱えこまず組織対応するとともに、些細な情報からでも背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、早期に対応できる組織を作る。
--	-------------------	--

④ その他（学校独自の取組）

取組目標
生徒会執行部、生徒会各種委員会によるいじめ防止・撲滅活動の実施。（缶バッジ、ポスター、いじめ撲滅ムービー制作、生徒によるいじめ撲滅授業など）
生徒指導主事や子ども支援コーディネーターを中心とした、教員の意識向上と組織対応の徹底に資する教員研修の実施。それぞれの学級で学級経営案を策定し、教員間で共有することで、それぞれの視点で生徒の成長や課題を把握する。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいと思われる兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が生徒の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から生徒の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に情報を共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、事実関係に基づいて積極的にいじめを認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行います。

また、生徒または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、生徒または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をとることにより、学校と保護者との間で情報共有をし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなど、外部の専門家と連携するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
47	いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	いじめ等の子どもの悩みを早期に発見することを目的に、学期に複数回、アンケート調査を行う。アンケート調査結果は必ず複数の教員で確認することとし、少しでも気になる点があった場合は、子どもへの聴き取りなどを通じて、子どもの悩みの把握と、適切な支援につなげる。
48	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	教育相談旬間を設定し、生徒の悩みや気持ちを把握し、ともに考える姿勢を明確に示しながら、保護者との連携も深める。また、教育相談で得た情報や生徒との信頼関係を学級経営に生かす。生徒間の関係性の変化や、生徒の心の状態の変化をいち早くつかむために、1, 2学期のはじめにミニ教育相談を実施する。また、長期休暇中に生徒の状況を把握できるように努める。教育相談旬間は、6, 11, 2月に設定する。また、日常的に休み時間や放課後などを利用して、生徒から情報を収集するとともに、普段の丁寧な見取りや情報を効率よく収集、伝達するための校内様式を作成し活用する。生徒に対して実施したアンケートについては、必ず複数の教員で内容を確認し、早期に生徒の悩みを把握する。
49	教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施	休み時間や登下校の際も教員による見守りを行い、被害が継続しない体制を整える。また、子どもが集団から離れて一人で行動しているなど、気になる様子が見られた時には、声をかけたり、話を聞いたりする。
50	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	友達の気持ちを踏みにじったり傷付けたりすることの重大さを日ごろから生徒に伝えるとともに、学校と家庭が連携して子どもを支援できる関係性を構築できるよう、日頃から保護者とのコミュニケーションを充実させる。また、教育相談やアンケートによって生徒の悩みを把握したときには、家庭と連携して解決を図る。

② いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
51	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有	教職員がいじめの疑い（いじめかどうか確認できていない事案を含む）を把握した場合は、必ず子ども支援コーディネーターや校長・教頭に報告する。毎週行う生徒指導委員会の中でいじめ対策委員会を開催し、早期発見やいじめ事案の情報共有

		を図るとともに、毎週行う教育相談部会においても情報を交流する。子ども支援コーディネーターは、いじめはもとより、不登校、ヤングケアラー、虐待など、子どもが抱える様々な課題に関する情報を集約し、学校全体での組織的な対応や、福祉部局等関係機関と連携した重層的な支援につなげる。
52	いじめの疑いの段階での翌課業日中の教育委員会への速報	学校で把握したいじめの疑い事案（いじめかどうか確認できていない事案を含む）については、学校で「いじめ対策委員会」を開催し、組織的に情報共有・対応方針の検討を行った上で、いじめ事案報告書を速やかに作成し、児童生徒支援課への迅速な報告を徹底する。
53	保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進	中学校区の小学校、幼稚園、保育園のほか、関係機関の担当者での連絡会を学期に1回以上開催し、生徒の過去の生活状況や兄弟姉妹に係る情報の他、園児児童生徒の様子やいじめの状況などの情報を共有し、指導や支援に生かす。さらに、校内での進級時も同様に、前学年から次の学年の教職員に対し、適切に情報を引き継ぎ、切れ目のない必要な支援ができる体制を整える。

③ その他（学校独自の取組）

取組目標
定義に則し、いじめを早期に発見し、適切に対応できる指導力の醸成と意識向上を図るための教員研修を実施。
重大事態に関する資料を活用の上、検証と反省を行うことで、具体的な組織対応のあり方や効果的な役割分担、教職員はもとより生徒集団も含めた意識改革に係る指導を行う。

(3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた生徒を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害生徒を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めるとともに、その行為が相手の心や体を傷つける可能性があることを伝え、どのようにしたらよいのか等、指導します。また、生徒や保護者から、

「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている生徒や相談のあった生徒の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡します。

なお、生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないときなど、学校がいじめられている生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめ事案への組織的かつ適切な対応

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
54	「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的対応	各担任や学年の教職員はいじめにかかる情報を子ども支援コーディネーターに適切に報告する。また、子ども支援コーディネーターは適宜、管理職への報告を行い、いじめ対策委員会を開催の上、対応方針と対応策を迅速に確認して組織対応する。学校のみによる対応が困難な場合は、教育委員会と連携し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士などの外部専門家をいじめ対策委員会に参画させ、専門的見地からの助言も得て、事案の解決を図る。
55	いじめ事案の解決に向けた対応（被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等）	本人や周辺からの聞き取り等をもとに、身体的・精神的な被害に関する事実を迅速かつ的確に把握することでいじめの認知および初期対応を進める。また、いじめの理由や背景を捉えた上で、加害行為が繰り返されることなく、被害生徒が安心して学校生活を送ることができるように、根本的な解決を図る。また、保護者との連携の上、生徒の状況把握に努めることで、いじめの解消を丁寧に確認する。加えて、必要に応じて関係機関とも連携する。

56	インターネット上のいじめへの対応	情報モラル教育として、日頃から情報機器の安全な使い方について指導するとともに、保護者との連携を深め、生徒の状況を把握できるような見守り体制の強化に努める。事案発生時には関係機関と連携し、事案に適した助言を得る。
57	重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聴き取りによる適切な調査の実施	被害生徒や保護者と連携し、可能な限り具体的な情報を生徒に示し、より正確で詳しい情報が得られるよう努める。また、事案発生からアンケート実施、アンケートの内容確認、対応方針の決定、実際の対応までの校内における動きがスムーズになるよう、子ども支援コーディネーターが中心となって対応する。
58	いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存	生徒から聴き取った情報は同じ様式のシートに記録し、いじめ事案の報告書とともに保管する。また、実施したアンケートなどはデータ化して保存を行い、公文書として適切な管理及び保存（５年保存）を徹底する。
59	いじめ事案が生じたときの保護者との連携	関係保護者に提示可能な情報は全て示すことを原則とし、教員と保護者が一体となって事案の解決に当たる。また、多くの保護者が軽微と捉えるような事案であっても、放置することによるリスクを説明し、保護者との協働の実現に努める。

② その他（学校独自の取組）

取組目標
保護者と連携を図りながら、いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送ることができるように、被害生徒と加害生徒の関わりをみとり、適宜、必要な支援と指導を行う。
インターネットやSNS等を通じて行われるいじめについて、情報の高度の流通性、発信者の匿名性をはじめ、その他の特性を踏まえて、防止および効果的な対処ができるように、必要な啓発活動として外部講師を招くなどの研修講座を複数回開催する。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

(1) 役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 生徒や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめの防止に関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があつた時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある生徒等への事実関係の聴取、生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

(2) 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当（児童生徒支援加配）とします。

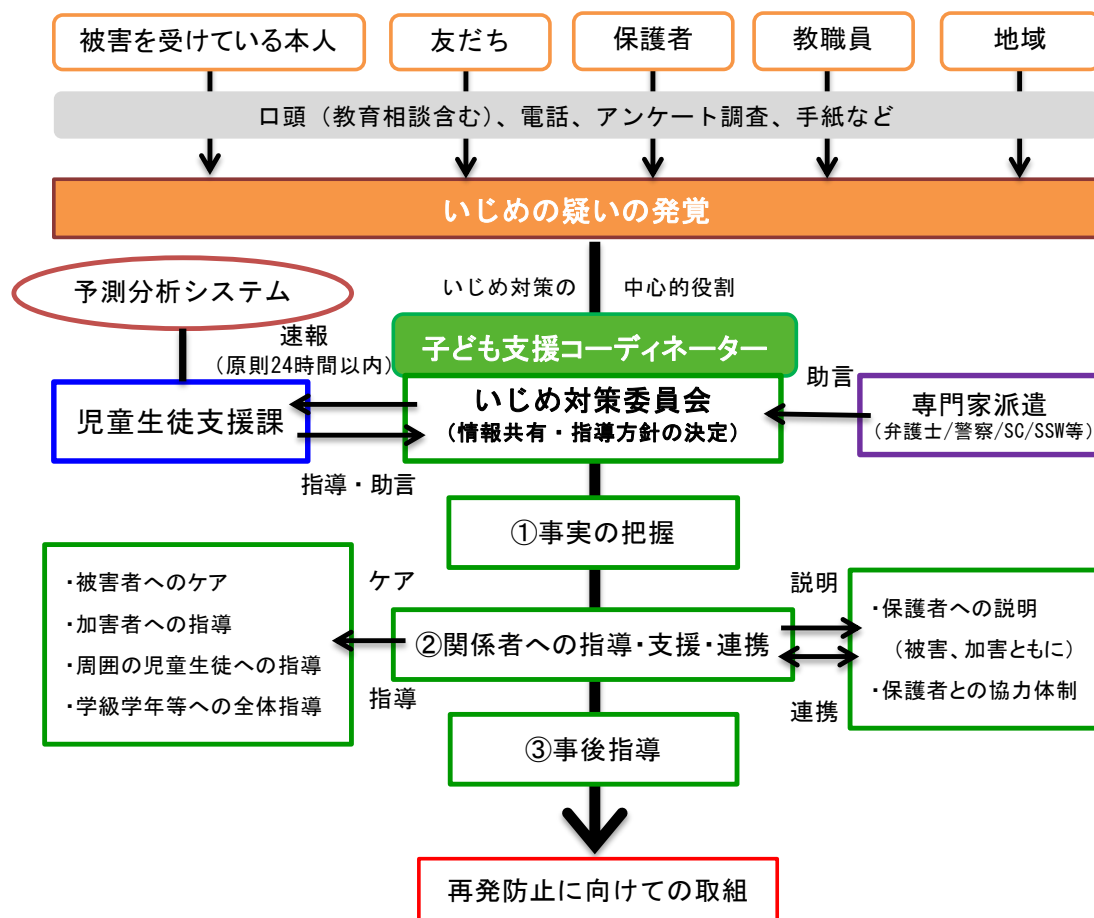
なお、個々の事案に応じて、養護教諭、スクールカウンセラーを含め、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官 O B）・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

(3) 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

(4) いじめ事案対応フロー図



学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。その構成員は校長、教頭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事等の学校教職員の他、PTA会長、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者としします。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備 考
4	職員会議〈児童生徒理解〉(①・②・③) 保護者懇談会 (④) 心のアンケート (②) ミニ教育相談 (②・③)	
5	情報モラル教育 (①) 学校運営協議会 (①・②・③・④)	・情報モラル教育に関連した講演会
6	いじめ防止啓発月間 (①・④) 生徒によるいじめ撲滅に向けての授業の実施 (①・②) 学校協力者会議 (④) 教育相談 (②・③) いじめに関するアンケート (②) 心のアンケート (②)	・生徒会を中心にした取組の実施
7	保護者懇談会 (④) いじめ撲滅ムービーの製作 (①・②)	・生徒会を中心にした取組の実施
8	いじめ問題に関する校内研修会 (①・②・③・④)	
9	心のアンケート (②) ミニ教育相談 (②・③)	
10	いじめ防止啓発月間 (①・④) 教育相談 (②・③) 心のアンケート (②) いじめ撲滅ムービーの上演 (①) 「ノーモアいじめ」ポスター制作 (①) 学校運営協議会 (①・②・③・④)	・生徒会を中心にした取組の実施
11	情報モラル教室 (①・②・③・④) いじめに関するアンケート (②)	・情報モラル教育に関連した講演会
12	「ノーモアいじめ」ポスター配布 保護者懇談会 (④)	
1	心のアンケート (②)	
2	教育相談 (②・③) 学校運営協議会 (①・②・③・④) 取り組み成果についての検討会 (①・②・③・④) 拡大いじめ対策委員会(学校協力者会議)(①・②・③・④)	
3	いじめに関するアンケート (②)	
年間を通じて	・しじみの掟 (①・②) ～ <u>し</u> っかりあいさつ・ <u>じ</u> かんを守る・ <u>み</u> だしなみを整える～ ・生徒会「いじめ撲滅運動」の推進 (①・②) ・校区内各校園・地域各団体連携のポスター制作 ・朝のあいさつ運動・下駄箱チェック (①・②) ・いじめ対策委員会・生徒指導委員会・教育相談部会 (①・②・③・④)	

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④

5. その他（資料等）

◇いじめ撲滅ポスター



◇いじめ撲滅運動 缶バッジ

